

# 中土佐町立久礼小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

## はじめに

本校は『地域とつながりの中で、仲間と高め合う子どもの育成』を学校教育目標に掲げ、これを基にすべての教育活動を展開する。本校教育目標に基づき、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組むとともに、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

### 【第1】いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実をふまえ、学校が組織的に対応しながら、全ての児童に対し「いじめ」の未然防止に全教職員で取り組む。

いじめが認知された際には、いじめ指導三原則「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」に基づき指導し、早期解決のために、保護者・地域・関係機関等と連携を図る。

- (1) いじめ指導三原則を全教職員に周知徹底し、初期対応の段階から一貫した姿勢で指導する。
- (2) 児童同士、児童と教職員をはじめ、温かな人間関係を構築する。
- (3) 児童、教職員ともに人権感覚を磨き、いじめの早期発見に努める。
- (4) いじめ問題について、保護者、関係機関との連携を深め、早期解決に努める。

### 【第2】「いじめ」の定義

《いじめ防止対策推進法 第2条第1項》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

○「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

○いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、人権生活部および校内支援会を活用して組織的に行う。

○物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 【第3】いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）や、「観衆」としてはやしめる、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作る取組が重要である。

#### 【第4】いじめ防止対策に係る校内組織

人権生活部は日常的にいじめの未然防止等の取組の中核となる組織として、いじめ疑いに関する情報を的確に把握し、共有された情報を基に組織的に対応する。いじめの疑いがある場合は、校長がいじめ対策委員会を招集し、いじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は小さな兆候や懸念、児童からの訴えなど気にかかることからを抱え込まず、すべて人権生活部に報告し対応方法を相談する。加えて、当組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、年度当初に定めたいじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの発生率の高い時期（6月、11月）の観察強化、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

##### （1）人権生活部およびいじめ対策委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正（別紙1）
- いじめの防止に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正（別紙2・3）
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事案の調査のための組織についてはいじめ対策委員会が、その調査等を行う母体となる

##### （2）いじめ対策委員会の構成員

- 構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、（SC）とする。
- 個々のいじめの防止、早期発見および対処に当たって、関係の深い教職員（担任等）を追加する。

## 【第5】いじめ防止のための取組み

### ★いじめ指導三原則

「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」

#### <生徒指導>

- すべての児童が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 「つながり」をキーワードに学級・学年・学校づくりを進めていく。
- 「わかった」「できた」といえる授業づくりを進める。すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。結果として、スキルを身に付けさせ、自信を持たせる。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全員参加型の授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- すべての児童に集団の一員としての所属感と自覚を持たせる。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが創り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- チャイムが鳴ったら着席するという習慣の定着、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、統一して指導すべき事柄を確認する。
- いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないように徹底する。

#### <教職員の資質能力の向上>

- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、いじめやいじめに発展しそうな問題行動については必ず指導方法を相談する場を持ち、指導場面では複数で当たる。いじめられる側にも課題のある場合もあるが、いじめられる理由にはならないことを全教職員がしっかりと認識する必要がある。特に集団指導場面においては、どのような理由があろうとも、いじめは絶対に許さないという教職員全体の強い姿勢を見せる必要がある。
- すべての児童がいじめ問題への取組みについての意義を理解し、主体的に参加できるように配慮する。具体的には、対象となる行動についての各自の思いや考えを書かせ、それを教師が代読するかたちで、学級内・学校内に多くの正義があることを知らせる。このことによって、児童の自浄力を活用し、いじめを許さない集団づくりを児童とともに推進する機運を作り直す。こういった一連の対応力を持つ教職員集団とならなければならない。

## <情報モラル教育の充実>

- インターネットやSNSの危険性について最新の情報を把握し、児童や保護者に啓発を行う。また、これらの利用に関して、マナーやルールづくりについても保護者に協力を依頼する。
- 情報モラル教育を積極的に進めるために、所轄警察署のスクールサポーターをはじめとする関係機関との連携を強化する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- インターネットやSNSによるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察署や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 【第6】いじめの早期発見、早期対応等

いじめの発見のためのツールを活用したり、児童との個別面接の機会を持った  
りして早期発見に努める。また、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめ  
られた児童の感じる被害性に着目して問題行動の本質を見極める。いじめの認知  
およびその後の対応については、学級担任や教科担任など特定の教職員のみによ  
ることなく、校長が「いじめ対策委員会」を招集して組織的に行う。

### (1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の感性を定期的にチェックするための研修や早期発見につながるアンケート等を実施)
- Q-Uの結果やアセスメントシートを校内研修や職員会議で取り上げ、児童一人ひとりについて教職員間の共通理解を図る。
- 児童の変化に気付いた場合、それらの周辺情報も含め確実に共有するとともに、速やかに対応策を協議する。
- 養護教諭から保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭でもチェックリストを活用するなどして気になる様子はないかを把握する。
- 日頃から児童の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。

## (2) いじめの判断

- いじめに該当するかの判断は表面的・形式的にならないようにする。
- いじめとして対応すべき事案か否かの判断は、決して個人レベルでは行わない。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、全体像を把握する。

## (3) いじめの対応

- 「第5 いじめ防止のための取組み」と同様、「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」を合言葉に、全教職員が学級・学年等の全児童を対象に指導する。
- 「罪を憎んで人を憎まず」の姿勢で指導し、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと指導するが、いじめの行為に対しては「学校として絶対に許さない」という毅然とした態度で指導する。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、チームを組んで対応する。
- 問題の解消とは、単に加害者側の謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、町教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- インターネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあったりするときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめを受けた児童と保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、誠実に情報を提供する。

## (4) 重大な事案への対応

- ◎いじめ問題は軽重にかかわらず町教育委員会に報告し、重大事案と判断されたケースについては、町教育委員会の規定に従う。
- ◎重大事案が発生したことを真撃に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告書を提出する。
- ◎第三者からなる組織を設け調査を実施する。
- ◎事案によってはマスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(別紙1)

令和4年度 いじめ防止基本方針に基づく年間計画

	職員会議・校内研修	いじめ防止に関する取組	いじめ発見に関する調査等	学校行事
4月	職員会議(基本方針の周知、 児童の情報共有)、PTA 総 会(学校基本方針の説明)	学校だよりの発行 縦割り班による掃除 「高知の道徳」の活用	日常観察⇒情報共有	入学式、始業式 家庭訪問 参観日・懇談会
5月	学校運営協議会① 職員会議(情報共有)		日常観察⇒情報共有 Q-U アンケート実施	運動会
6月	職員会議(情報共有) 児童理解研修 (高知大学:是永教授)	学校だよりの発行 (いじめ防止基本方針周知) 「高知の道徳」の活用	Q-U アンケート集計、仲間づ くりアンケート実施・集計、児 童面談週間、いじめ発見チェッ クリスト	宿泊研修 町内親子清掃活動 人権参観日
7月	職員会議(いじめ発見チェ ックリストの情報共有)	学校だよりの発行 (仲間づくりアンケート・面 談結果報告)	日常観察⇒情報共有 Q-U アンケート分析	終業式、個人懇談 水泳記録会
8月	いじめに関する校内研修 校内研修(ケース検討) 学校運営協議会②	平和学習 「高知の道徳」の活用	気になる児童への家庭訪問	弁論大会、愛校作業 登校日(平和集会)
9月	職員会議(情報交換)		日常観察⇒情報共有	始業式、修学旅行 生活リズム参観日
10月	職員会議(情報共有) 学校運営協議会③	「高知の道徳」の活用	日常観察⇒情報共有 Q-U アンケート実施	陸上記録会 道徳参観日
11月	職員会議(情報共有) 学校運営委員会	学校だよりの発行(仲間づく りアンケート・面談結果報 告)	Q-U アンケート集計、仲間づ くりアンケート実施・集計、児 童面談週間、学校評価アンケー ト、いじめ発見チェックリスト	町一斉地震津波避難 訓練、防災参観日、 学習発表会
12月	児童理解研修(高知大学: 是永教授) 職員会議(いじ め発見チェックリストの情 報共有)	学校だよりの発行 (学校運営委員会の報告)	日常観察⇒情報共有 Q-U アンケート分析	終業式 個人面談
1月	校内研修(ケース検討) 学校運営委員会④		日常観察⇒情報共有	始業式、
2月	学校運営委員会	学校だよりの発行(学校評価 アンケートの結果報告)	日常観察⇒情報共有	持久走大会、なわと び集会等
3月	職員会議(検証・次年度の 取組の検討)、学校運営委 員会⑤		日常観察⇒情報共有	卒業式、修了式

(別紙2)

＜学校でのいじめ発見チェックリスト＞～4つの視点と40のチェックポイント

(1) 集団を見る視点

1	子どもたちが内緒話をしている場面をよく見かける	表情が暗く、あいさつの声にも元気がなくなる
2	正しい意見や保への立候補が出にくい雰囲気を感じる	給食(弁当)を金づつ減らすことが多い
3	教室の掲示物へのいたずらや黒板への落書きがある	よく忘れ物をする/探しても見つからないと言う
4	班や座席を決める際にスムーズに決まらな	服が汚れている/靴型がついている
5	国語・英語・音楽などの授業で元気がよく声が出せない雰囲気がある	学習意欲がなくなり、成績が急に下がる
6	学校行事の練習などで学級全体が協力して活動できない	仲のよくなった友達と急に話さなくなる
7	人の失敗をばかにして笑ったり、ここぞとばかりに責めたりする風潮がある	不自然なげや持ち物物の破損がある
8	グループ(遊び仲間)の構成がひんぱんに変わる	学級、クラブ、男女別の授業など、周りのメンバーによって感情が変わる
9	係や当番の仕事を他の人に押しつけることが多くなる	休み時間や登下校時に一人になることが多い
10	「プロレスごっこ」「でこピン*」など相手を楽しい目に合わせて遊びがはやる	欠席や遅刻、早退が増え、頭痛、腹痛を訴え保健室や職員室を訪れる

\*「でこピン」：じゃんけんだけで集めた人のおでこを指で強くはじく

(別紙3)

＜家庭でのいじめ発見チェックポイント＞

第1段階 少し気をつけて観察する

1	「いってききます」「たていま」の声に元気がない
2	学校の様子や友だちのことを話したがらなくなる
3	持ち物をよくなる
4	帰宅時に服が汚れている/靴型がついている
5	弟、妹やペットなどに乱暴な態度をとる
6	親への反抗がひどくなる
7	不自然なげや持ち物物の破損がある
8	お金をよくなる
9	友だちからたびたび呼び出される
10	頭痛、腹痛を訴え登校をしづぶる

第2段階 少し疑いをもって調べる

1	かばんの中に「死ね」「バカ」などの手紙がある
2	家のお金がなくなっている
3	持ち物への落書きがある
4	体(見えない部分)に青あざやマジックなどによるいたずら書きがある
5	けがの原因をはっきりと言わない
6	学校の様子を尋ねても「面白くない」と言ったり、視線をそらしたりする
7	物がなくなると理由を聞いても「分からない」と言う
8	友だちからの電話での対応が暗いなど不自然である
9	食欲がなく、寝言などでうなされることもある
10	成績が急に下がる

第3段階 学校と連絡を取り合って調べる

1	急に友だちが変わる
2	学校と家庭で話す内容に食い違いがある
3	教師への不満を話すが、教師は分かっていないことがある
4	将来のことについて、投げやりなことを言うようになる
5	学校からの報告の内容を聞いてもはっきりと言わない

(2) 個人を見る視点

1	表情が暗く、あいさつの声にも元気がなくなる
2	給食(弁当)を金づつ減らすことが多い
3	よく忘れ物をする/探しても見つからないと言う
4	服が汚れている/靴型がついている
5	学習意欲がなくなり、成績が急に下がる
6	仲のよくなった友達と急に話さなくなる
7	不自然なげや持ち物物の破損がある
8	学級、クラブ、男女別の授業など、周りのメンバーによって感情が変わる
9	休み時間や登下校時に一人になることが多い
10	欠席や遅刻、早退が増え、頭痛、腹痛を訴え保健室や職員室を訪れる

(4) 学校組織を省みる視点

1	生徒指導上の問題については組織的に対応することが確認されているか
2	情報が入った際に報告・連絡・相談・事実確認が適切に行われているか
3	職員間に「自分の学級(学校)にはいいことはない」といった言動がないか
4	いじめに関する実態把握のためのアンケートを全校的に実施しているか
5	悩みを相談する面談週面などが適切に年間計画に位置づけられているか
6	子どものいるところから先生が目を離さないか
7	いじめ問題に対してチームを編成して組織的に対応できるか
8	いじめに関する資料や教育が必要などきに適切に提供されているか
9	学級での課題を学年全体のものとして考えるなど教師間が開かれているか
10	過去の失敗事例を研修に活用するなど、教職員間が開かれた関係にあるか

(3) 自らを省みる視点

1	日ごろからいじめは絶対に許さないといい姿勢を示し続けているか
2	いじめは身近な問題であると認識しているか
3	子どもや親が不安を打ち明けられる雰囲気づくりを努めているか
4	子どもたちの交友関係やその変化を生活日誌や学習記録等の記述で子どもの変化をうらやまとしていないか
5	毎朝を把握するためにアンケート調査や面談などを実施しているか
6	正確な実態把握をもとに、必要な情報は家庭・地域に発信しているか
7	一人で抱え込まず、周囲に相談するよう心がけているか
8	「何が変わった」と思ったら他の教職員に報告・連絡を行っているか
9	休み時間や放課後に子どもたちとふれあうように努めているか
10	休み時間や放課後に子どもたちとふれあうように努めているか